

議案第 1 号

木曽広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

木曽広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 28 日 提 出
木 曽 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和 7 年 月 日 決
木曽広域連合議会議長 下 出 謙 介

木曽広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木曽広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成12年木曽広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第5条の2 （略） 2 前項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他連合長が定める者（以下、「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により連合長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、連合長が規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として連合長が定める者を含む。以下同じ。）を養育」とあるのは「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他連合長が定める者で負傷、疾病又は老齢により連合長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第5条の2 （略） 2 前項の規定は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他連合長が定める者で負傷、疾病又は老齢により連合長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、連合長が規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として連合長が定める者を含む。以下同じ。）を養育」とあるのは「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他連合長が定める者で負傷、疾病又は老齢により連合長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、連合長が規

者」という。)のある職員が、連合長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第5条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が連合長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第5条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ）をさせてはならない。

2～4 (略)

第5条の5～第12条の2 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第5条の4 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が連合長が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第5条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ）をさせてはならない。

2～4 (略)

第5条の5～第12条の2 (略)

<u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に 係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体 制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤 務環境の整備に関する措置</u> 第13条～第16条 (略)	第13条～第16条 (略)
---	------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 号 木曽広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を
改正する条例について

1 改正事由

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等により、
子の看護休暇等の見直しが行われたことから、国に準じて所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大（第 5 条の 4 関係）

職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を小学校就学
前の子に拡大する（現行は 3 歳未満の子）。

(2) 仕事と介護の両立に資する制度又は措置を講じるにあたり、留意すべき事
項を定める。（第12条の 3 及び第12条の 4 関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日